

公有財産売払い案内書

随意契約（申込み先着順）実施要領

【土地】 物件R5-3

令和5年6月16日受付開始

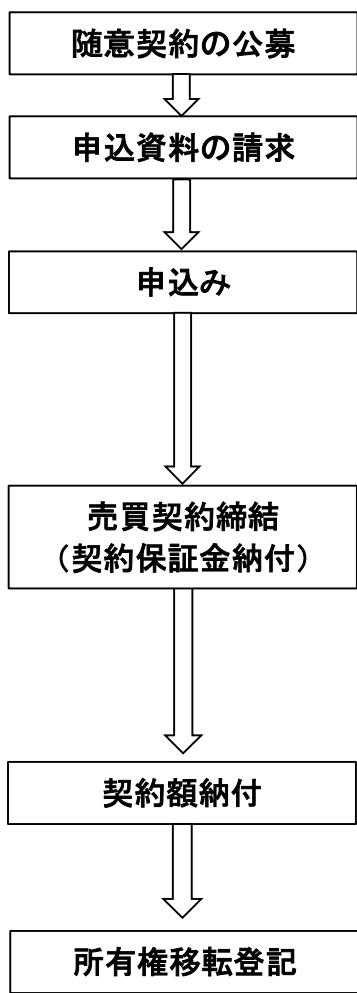
志布志市 財務課

目 次

- I 公有財産売払いにおける随意契約(申込み先着順)の手続きの流れ 1 ページ
- II 公有財産売払いにおける随意契約（申込み先着順）実施要領 2～3 ページ
- III 物件調書・案内図・現況写真等 4～6 ページ

I 公有財産売払いにおける随意契約(申込み先着順)の手続の流れ

※手続の詳細については、次ページ以降を御確認ください。



公式ホームページによる公表

公式ホームページから『財務R 5-3』公有財産売払案内書（以下「案内書」といいます。）及び各種様式をダウンロードしてください。

申し込む場合には、案内書に記載している日時までに所定の「市有財産購入申込書」及び申込人の「身分証明書（個人は住民票の写し、法人は法人登記事項証明書）」、「印鑑登録証明書」「市税に滞納のない証明」を財務課管財係まで提出してください。注）郵送での申請は受け付けません。

申込の日から5日以内に、記名押印した仮売買契約書を提出していただき、仮契約締結後、農地法第5条の申請をしていただきます。また、許可日を本契約とすることから、許可書を財務課まで提出していただきます。その後、速やかに契約を締結します。購入者は、契約時に売買契約額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付していただきます。

なお、この契約保証金は、売買代金の一部として充当します。

契約額（売買代金）は、売買契約日の翌日から起算して30日以内に、市が発行する納付書により支払っていただきます。

なお、売買物件の引渡しは、代金が完納された時点になります。

所有権移転登記等の手続は市が行いますが、登録免許税等の登記に係る費用は、購入者の負担となります。

II 公有財産売払いにおける随意契約(申込み先着順)実施要領

1 公有財産売払いに付する物件、予定価格及び日程等

物件

物件	所在地	地目	地積	最低売却価格	備考
R 5-3	志布志町帖 11600-10	畠	441 m ²	838,000 円	※注

※注) 宅地として住宅を建設される方が対象となります。農地法第5条申請許可後に契約締結となります。

1 申込受付開始日 令和5年6月16日(金)

午前9時から午後5時まで(ただし、閉庁日は除きます。)

2 申込資格

次に掲げる事項に該当しない者であれば、個人、法人又は共有名義を問わず、どなたでも申込みできます。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のアからオまでのいずれかに該当する者でその事実があった後、2年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に物件の品質又は数量に関して不正の行為をした者
 - イ 入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 地方自治法第238条の3第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
 - エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
 - オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便益を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団又の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
 - キ 役員等が、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
 - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していている法人又は個人
 - ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

3 申込方法

市有地の購入を希望する者は、次の書類を期間内に提出し、申込みしなければなりません。郵送での申込みは受け付けません。

(1) 必要書類

- ア 市有財産購入申込書
- イ 市税に滞納がないことを証明する書類
- ウ 住民票(法人の場合は、法人登記事項証明書)
- エ 印鑑登録証明書
 - ただし、イ、ウ及びエに掲げる書類は発行後3か月以内のもの
- オ 誓約書
 - ただし、令和5年度において、志布志市に入札等参加資格申請書を提出している法人は、イ及びウに掲げる書類の提出は不要です。

(2) 提出先

志布志市役所本庁 財務課管財係

4 契約相手方の決定方法

市有財産購入申込書に必要事項を記載し、実印を押印の上、必要書類を添付して最初に申込みした者を相手方とします。ただし、申込受付開始日の午前中（9時から12時）までに、複数の申込希望者がいた場合は、同着とみなし、くじ引きにより契約の相手方を決定します。なお、添付書類等が不備の場合は、受付できません。

5 契約書案の提出について

購入決定者は、購入決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した仮契約書（案）、を2通提出しなければなりません。そのうち1通（市が保有する分）には、契約金額に応じた収入印紙を貼付してください。仮契約締結後、農地法第5条の申請をしていただき、許可日を本契約としますので、許可書を財務課まで提出しなければなりません。

6 契約保証金

契約の相手方は、契約担当者が指定した日までに、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

なお、この契約保証金は、売買代金の一部として充当します。

7 売買代金の支払方法

売買代金は、売買契約締結日から起算して30日以内に、市が発行する納入通知書により納付してください。

なお、売買代金が指定期日までに納付されなかった場合は、契約保証金は、市に帰属されることとなり、返還されません。

8 所有权の移転

(1) 売買代金が納付された時に所有権移転があったものとし、物件を引き渡します。現状のまま引渡しますので、必ず事前に現地の確認を行ってください。

(2) 契約締結及び契約履行のほか、登記に必要な費用は、買受人の負担となります。

なお、所有権の移転登記は、物件の引渡し終了後、市において行います。

9 用途の制限等

(1) 売買物件について、売買契約締結の日から5年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは貸してはなりません。

(2) 売買物件について、暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所、その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは貸してはなりません。

10 問合せ先

郵便番号 899-7192

鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

志布志市役所財務課管財係

電話番号 099-472-1111（内線421・423）

物件名称	物件R 5-3		
区分	土地		
所在地	志布志市志布志町帖 11600-10		
土地 地積	441 m ²	地 目	畠
建 物 面積	—	構 造	—
売買価格	838,000 円		
接面道路の幅員	北側に道路全幅 10.00mの県道3号線と接面している。		
法令等に基づく制限	都市計画法 又は 建築基準法	区域区分の有無	無
		用途地域の内外	外
		建蔽率	無
	その他の法律	防火地域等指定	無
		その他の制限	参考事項参照
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容
	道路後退の有無	無	負担の内容
供給処理施設の状況	参考情報	事業所名	電話番号
	電 気	九州電力㈱鹿屋営業所	0120-879-567
	上 水 道	志布志市水道課工務係	099-472-1111(内線 261)
	汚水処理	合併浄化槽のエリア	
	プロパンガス	民間会社	
交 通 機 関	鉄道	JR日南線 志布志駅まで車で12分 約5.5km	
	バ 斯	鹿児島交通㈱志布志港入口バス停まで車で10分 約5.0km	
公共施設等物件からの直線距離	市役所	志布志市役所本庁(志布志庁舎)まで車で10分 約5.1km	
	小学校	志布志市立潤ヶ野小学校まで徒歩40分 約3.0km	
	中学校	志布志市立志布志中学校まで徒歩60分 約4.7km	
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅建設用地として現況のまま引渡します。 ・住宅を建設される方が対象となり、農地法第5条申請許可後に契約締結となります。 ・現地の物件は、土地のみであり敷地内に給排水等の施設はありません。 ・当該地に空中線等はありません。 ・入口を北側県道へ接続することは可能ですが、大隅地域振興局建設部土木建築課曾於市駐在との協議が必要です。また、費用は購入者負担となります。 ・北側には県道に面した位置に道路の側溝があり、敷地内排水路の接続の際は、大隅地域振興局建設部土木建築課曾於市駐在と協議が必要です。 		

※ 土地を現況のまま引き渡しますので、事前に現地及び諸規制等を確認してください。

位置図



航空写真 (イメージ)

Google マップ



現地写真

